（様式２）

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和８年 10 月 30 日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長　遠藤　賢也

１　契約の概要
舞岡川遊水地自家用発電設備緊急修理工事

２　履行（納品）場所
戸塚区舞岡町 567 番地１　舞岡川遊水地

３　契約日
令和８年 10 月 1 日

４　履行日又は履行期間
令和８年 12 月 25 日

５　契約金額
概算額　22,000,000 円

６　契約の相手方（名称及び所在）
株式会社第一テクノ
東京都品川区南大井６－13－10

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
戸塚区舞岡町に所在する舞岡川遊水地は、舞岡川の水位が上昇した際に河川の水を一時的に貯留し、下流への流量を低減することで、水害を防止することを目的として設置された施設です。
現在、排水ポンプに電力を供給するための自家用発電設備が故障しており、排水ポンプによる排水ができない状況にあります。
先日の台風 25 号に伴う降雨の影響により、すでに遊水地の貯留量は満水となっていますが、現在は出水期であり、更なる台風の発生も予想されることから、次の降雨に備え、遊水地の排水機能を早急に回復させるため、自家用発電設備を修理する必要があります。
このため、緊急措置として自家用発電設備の修理を実施するため、「緊急を要する契約の手続きについて（通知）　令和６年９月 17 日　財契二第 1381 号」により、緊

急修理工事の施行を決定するとともに、施行案のとおり契約の相手方に指示します。

8　契約の相手方の選定理由

当該機器の製造業者である川崎重工業（株）の代理店であり、委託で毎年点検を行っていたため。

9　所管課

下水道河川局河川流域管理課